

国名	ハンガリー
公的年金の体系 保険料財源 税財源 企業・個人年金	<p>・被雇用者は①賦課型年金のみ、②賦課型年金+強制加入型個人積立年金のいずれかを選択する。</p>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	・強制加入 (◎)
保険料率	33.5% (雇業者24.0%, 被雇業者9.5%) (2009年) 雇業者の保険料はすべて賦課型。被雇業者のうち、①賦課型年金のみを選択した者は、8.5%全て賦課型年金、②賦課型年金+強制加入型個人積立年金を選択した者は、0.5%が賦課型年金、8.0%が強制加入型個人積立年金。
支給開始年齢	62歳 (2009年末時点)
基本受給額	2008年の1人当たり平均年金受給額は8万7,452フォリント (約4万4,000円) であり、フルタイムの被雇業者平均純賃金の71.7%に相当する。 ※ただし、2009年10月時点のレート (1フォリント=0.5円) を使用。
給付の構造	所得比例 年金の受給額は、保険料納入期間及び平均給与の月額に基づいて決定される。
所得再分配	賦課型制度に所得再分配機能があるが、2013年からなくなる予定。
公的年金の財政方式	賦課型⇒DB型 (賦課方式) 強制的積立年金⇒DC型
国庫負担	無年金者への所得保障のための年金制度は国庫負担により運営される。また、インフレ時の保険料の補填の際にも国庫負担がある。
年金制度における最低保障	賦課型年金の場合、2009年まで、20年の保険料納入期間を有する満額年金に対してのみ、最低年金が保障される。2007年2月15日以降、平均年金額の40%が保障される。また、混合型の二階を選択した年金受給者に対して積立額が規定の最低限度を下回る場合、保証基金によって保証される。
無年金者への措置	国庫負担による年金制度が存在する。
公的年金と私的年金	公的年金を補足するものとして、任意加入型個人積立年金制度がある。
国民に対する個人年金情報の提供	個人勘定に関する情報は被保険者に送付される。

## ハンガリーの年金制度

佐藤嘉寿子（桜美林大学リベラルアーツ学群非常勤講師）

### 1. 制度の特色

ハンガリーにおいて、1998年に導入された新年金制度は、いわゆる「三本柱の年金制度」と称されている。その第一の柱は従来の賦課型年金、第二の柱は強制加入型個人積立年金、そして第三の柱は任意加入型個人積立年金である。この新年金制度の特徴は、第二の柱に強制加入型個人積立年金を導入した点である。しかし、これは第一の柱である賦課型年金と組み合わされた混合型であり、これを選択した場合には、賦課型と積立型に同時加入することになる。第一の柱を選択した場合は、賦課型年金にのみ加入することになる。つまり、第二の柱である強制加入型個人積立年金は、単独で機能するものではなく、この点にハンガリーの新年金制度の独自性がある。

### 2. 沿革

ハンガリーの年金制度は、社会保険として特徴づけられ、その歴史は19世紀にまで遡る。そして、社会主義時代を経た今もなお、その特徴は、制度変更が行われつつ継承されている。以下では、社会主義時代以後の経緯を簡単に示すことにする。

1975年：現在の年金制度の原型である社会保険法により、国民の全ての階層に対して、統一された年金受給条件が付与される。しかし、この制度の普及により、ハンガリーの経済力水準と社会保障支出水準の格差が拡大し、経済の実態に比べて社会保障支出の負担が大きくなるという状況がもたらされた。このことが、1990年代の一連の年金制度改革、そして1998年の新年金制度導入に至る要因になっている。

1992年：社会保険基金が年金保険基金と健康保険基金に分離される。

1993年：新年金制度の第三の柱である任意加入型個人積立年金の基礎になる任意加入型年金基金に関する法律が制定される。しかし、この任意加入型積立年金は、あくまでも公的年金制度を補足するものであり、1997年までの公的年金制度は、1975

年の社会保険法に基づく賦課型年金であった。

賦課型年金の運用主体として、年金保険基金自治管理機関が雇用者と被雇用者によって設立される。その一方で、大蔵省の管理の下、職員が公務員でありかつ独立した公的行政機関として国営私的年金基金監督局も設立されている。これが、後に金融機関監督庁になる。

1995年：財政赤字及び経常収支赤字に基づく内外不均衡の改善を目標にする経済安定化政策（いわゆる「ボクロシュ・パッケージ」）が導入される。

1997年：「個人年金と個人年金に関する法律」等、新年金制度に関する一連の法律が制定される。

1998年：新年金制度（「三本柱の年金制度」）が導入される。

### 3. 制度体系の概要

- (1)三本柱の年金制度において、被雇用者及び自営業者は、第一の柱である賦課型年金加入、賦課型年金と第二の柱である強制加入型個人積立年金との同時加入、つまり混合型のいずれかを選択する。ただし、現在、労働市場への新規参入者は、混合型の選択が義務付けられている。
- (2)公的年金制度の財源は主として年金保険料である。ただし、強制加入型個人積立年金の保険料は、資本市場において運用され個人口座に積立てられる。任意加入型個人積立年金は、いわゆる個人年金であり、個人が任意に加入して保険料を支払う。

### 4. 給付算定方式、スライド方式、支給開始年齢

#### (1) 給付算定方式

一般的な方式によると、現在は、まず1988年1月から引退までの平均月額所得が算定される。次に、保険料納入期間に基づき受給年金額が算定される。40年間就業して保険料を納入すると、平均月額所得の80%が受給年金額になる。なお、この方式は2012年まで適用され、2013年からは賦課型年金のみを選択した者と賦課型年金と強制加入型個人積立年金の混合型を選択した者に対して、各々の算定基準に基づく受給年金額が算定される。

#### (2) スライド方式

ハンガリーでは、1992年に、年金の賃金スライド制が導入されている。年金制度改革後は、2000年に、

純賃金70%，消費者物価30%のスライド制が導入され、2001年に、純賃金50%，消費者物価50%のスイス型スライド制に移行している。

### (3) 支給開始年齢

年金制度改革前の年金支給開始年齢は、男性60歳、女性55歳であった。改革後は、この年齢が男女共に62歳に引き上げられた。ちなみに、支給開始年齢は、男性の場合、1998年に61歳、2000年に62歳になった。女性の場合、漸進的に引き上げられ、2009年末には男女共に62歳になる。

## 5. 負担、財源

現在、ハンガリーの公的年金制度は、主として年金保険料によって賄われている。保険料率は対粗賃金比である。保険料率の変化は下記の表に示されている。

財源については、賦課型年金を管理する年金保険基金の収入の内訳において、1996年までは、健康保険基金からの移転、1998年以降は、国家財政からの移転が行われている。また、強制加入型個人積立年金については、「保証基金」の導入により、年金受給資格を得た保険加入者の積立額が規定の最低限度を下回る場合、この下回った額が保証基金によって保障される。この保証基金の資産が不足した場合は、政府がその不足を充当する。

## 6. 財政方式、積立金の管理運用

### (1) 新年金制度の賦課型年金は確定給付型(DB型)

であり、強制加入型個人積立年金は確定拠出型(DC型)である。

(2) 強制加入型個人積立年金の保険料は、年金基金に積み立てられ、資本市場において運用される。EU加盟後、年金基金の証券投資に対する政府の規制が緩和され、現在では全資産を株式に投資することが可能である。しかし、ハンガリーでは、国債での運用が大半(2005年の年金基金のポートフォリオ構成において約73%)を占めていたが、現在は半分以下(約46%)になっている。

ちなみに、私的年金基金の総資産残高は、2009年第2四半期で21,459億フォリントであり、投資収入は、2008年はマイナスであったが、2009年第2四半期には1,133億フォリントになっている。

## 7. 制度の企画・運営体制

賦課型年金の運営主体は、年金保険基金である。年金保険基金は、従来労働組合全国連合の実質的な管轄下にあったが、1998年5月の議会選挙の後、政府直轄の下に置かれることになった。また、混合型における強制加入型個人積立年金の組織的実態である年金基金と基金資産の運営・管理に携わる金融機関は、金融機関監督庁の監督下に置かれている。

## 8. 最近の論議や検討の動向・課題(今後の見通し、評価を含む)

### (1) 新年金制度の注目点と実態

ハンガリーの新年金制度は、強制加入型個人積立年金を導入したことで注目されたわけである。しかし実態は、2009年において年金基金に納入される保険料が被雇用者の保険料9.5%のうちの8%であり、雇用者の保険料(24%)は全て賦課型年金を運営する年金保険基金に納入される。従って、依然としてハンガリーでは賦課型年金が占める割合が圧倒的に大きい。

### (2) 頻繁な制度変更

改革後も制度が頻繁に変更されている。このことが、新年金制度に対する国民の信頼性に影響を与えると同時に、今後の制度の行方をも左右すると考えられる。特に、ハンガリーでは、体制転換後の1990年に国会議員選挙が行われてから、2002年まで選挙毎に政権が交代しており、制度設計に影響を及ぼしている。2006年の選挙では、2002年に引き続き社会党が政権を掌握した。その後、2008年の世界金融危機の影響により、2009年4月にバイナイ首相による危機管理プログラム(バイナイプログラム)が発表された。その内容には、年金支給開始年齢の引き上げ(2012年に男女共に65歳)等が含まれており、今後制度変更が予定されている。

### (3) 資本市場における基金運用

何よりも問題であると考えられるのは、私的年金基金がその基金を運用する資本市場がハンガリーではまだ未成熟であり、世界金融危機によって基金の運用実績が悪化するという事態がもたらされたことである。現在、1998年の三本柱年金制度導入に伴う私的年金基金の保険料の運用によって、国内の資本

市場を活性化させようという思惑が予想通りに満たされているとは言い難い。また、賦課型制度も含めて今後も制度変更が予定されており、年金制度が政

治状況の影響を受けやすいことを考慮してその動向に注目し続ける必要がある。

年金保険料率の変遷

(粗賃金=100)

	雇用者	被雇用者	合計	混合方式を選択した被雇用者の保険料率	
				賦課型年金	強制加入型個人積立年金
1998年	24.0	7.0	31.0	1.0	6.0
1999年	22.0	8.0	30.0	2.0	6.0
2000年	22.0	8.0	30.0	2.0	6.0
2001年	20.0	8.0	28.0	2.0	6.0
2002年	18.0	8.0	26.0	2.0	6.0
2003年	18.0	8.5	26.5	1.5	7.0
2004年	18.0	8.5	26.5	0.5	8.0
2005年	18.0	8.5	26.5	0.5	8.0
2006年	18.0	8.5	26.5	0.5	8.0
2007年	21.0	8.5	29.5	0.5	8.0
2008年	24.0	9.5	33.5	1.5	8.0
2009年	24.0	9.5	33.5	1.5	8.0

(出所) Augusztinovics, Mária, Róbert I.Gál, Ágnes Matits, Levente Máté, András Simonovits, and János Stanhl (2002), "The Hungarian Pension System Before and After the 1998 Reform," in Elaine Fultz ed. *Pension Reform in Central and Eastern Europe Volume 1 - Restructuring with Privatization: Case Studies of Hungary and Poland*, Budapest: International Labor Organization (ILO), pp. 25-93.を参考に筆者作成。